

第76回横浜市屋外広告物審議会 議事録	
日 時	令和8年2月26日（木）午後3時02分から4時28分まで
開催場所	横浜市庁舎18階 共用会議室みなと6・7
出席者	委員：小泉 雅子、高橋 晶子、泉 路代、内田 裕子、木伏 慎治、 齋藤 和雄、田中 喜芳、中谷 忠宏（オンライン出席）、平野 周二 事務局：古檜山 匡和（都市整備局地域まちづくり部長）、 立石 孝司（都市整備局景観調整課長）、 山田 渚（都市整備局景観調整課景観調整係長） 関係者：株式会社横浜DeNAベイスターズ※¹【審議事項ア】、 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント、 ガーデングローブ合同会社※²【審議事項イ】 ※1 横浜スタジアムに掲出する野球装飾の企画等を担当 ※2 本件のアーティストマネジメントを担当
欠席者	委員：向原 浩和
開催形態	一部公開（傍聴者：0人） ※審議事項アのみ非公開
議 題	1 審議事項 ・横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について - ア 照明塔への屋外広告物の設置について - イ 壁面を全面利用したミューラルアートの設置について 2 報告事項 ・令和7年度の啓発事業について 3 その他
決定事項	1 審議事項ア ・許可の特例として扱うことが適当と判断 2 審議事項イ ・許可の特例として扱うことが適当と判断
議 事	（事務局）立石景観調整課長 本日はお忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。定刻を過ぎましたが、これより、第76回横浜市屋外広告物審議会を始めます。私は、都市整備局景観調整課長の立石でございます。当審議会の事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 はじめに、3点ご確認いたします。 1点目は、配布資料についてです。お手元の資料は、上から順に、次第、委員名簿、席次表の3点。次に、右上に「審議事項ア」と記載のクリップ留め資料、右上に「審議事項イ」と記載のクリップ留め資料。最後に「報告事項」と記載の資料の順でお配りしております。不足がありましたら、挙手にてお知らせください。 2点目ですが、本日の出席者及びこの場においてご議論・ご発言された内容は、後日、議事録としてホームページで公開させていただきますので、ご了承ください。加えまして、議事録を作成する都合上、レコーダーで録音させていただきますので、併せてご了承くださいますようお願い申し上げます。 最後に3点目です。今回は、当審議会で初めてオンラインを併用した会議となっておりますので、ご発言の際は、挙手のうえ、必ずハンドマイクを受け取っていただき、ご発言をお願いいたします。オンラインで参加の中谷委員は、発言の際は挙手ボタンにてお知らせください。また、設備の都合上、ハンドマイクは共用となりますので、マイクの受け渡しにご協力をお願いいたします。 では、ここからは、小泉会長に進行をお願いいたします。 （小泉会長） 皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。議長を務めます、小泉でございます。本日も活発な審議ができますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。 それではまず、事務局より会議の成立について報告をお願いします。

（事務局）立石景観調整課長

会議の成立についてご報告いたします。本日は向原委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますが、現時点で、オンライン参加も含めて9名のご出席をいただいておりますので、横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、委員の半数以上の出席によって、会議は成立しております。

（小泉会長）

ありがとうございます。それでは審議に入る前に、本日の会議の公開・非公開の是非について委員の皆様にお諮りします。まず、事務局から説明をお願いします。

（事務局）立石景観調整課長

会議の公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条により、附属機関の長は、会議の一部または全部の非公開を決定することができるとされています。これを踏まえまして、事務局より意見を申し上げます。

審議事項について、本日は「ア」「イ」の2件の対象案件がございますが、このうち「ア」は一般公開前の情報を含んでおります。事前に公開された場合、想定している広告効果や利益が大きく損なわれるおそれがあることから、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号アに規定する「申請者の利益を害するおそれのあるもの」に該当し、非開示情報として、非公開とすべきと考えます。

その他の審議事項・報告事項につきましては、特に非公開とすべき内容はございません。説明は以上でございます。

（小泉会長）

ただいまの事務局の説明を受けまして、審議事項アを非公開とし、それ以外は公開とすることにご意見はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（小泉会長）

特にご意見がないようですので、そのとおりに取り扱いたいと思います。

■審議事項 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について

ア 照明塔への屋外広告物の設置について

（小泉会長）

それでは、次第の（2）審議事項「横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について」の審議に移ります。説明者にお入りいただきください。

（説明者入室）

（小泉会長）

本件は横浜市より当審議会へ諮問のあった案件です。まず、事務局より内容の説明をお願いいたします。

（事務局）山田景観調整係長

景観調整係長の山田です。よろしく願いいたします。

今回は横浜DeNAベイスターズの方にご出席いただいておりますが、説明は私から一通りさせていただきます。質問が出ましたらお答えいただければと思っております。

それでは、右上に「審議事項ア」とございます資料をご覧ください。

（案件概要・市の考え方について事務局資料・申請者資料に沿って説明）

（小泉会長）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問がありましたらお願いいたします。

（田中委員）

審議委員の田中です。昨年2月28日の審議会でベイスターズの方が「今年はどういう意見がもらえるか楽しみに来ました」とおっしゃってましたので、審議委員というよりは熱烈なベイスターズファンのひとりとして、今年も一言、期待とお願いを申し上げます。

「優勝してください」と言っても「分かりました」というわけにいかないでしょうし、「頑張ってください」と申し上げても、すでに皆さん十分頑張っておられるので、今年は何と申し上げようかと思ったのですが、まずは創立15周年おめでとうございます。DeNAの今年のスローガン「BE A TEAM, WIN IT ALL」は相川監督が自ら考えられたスローガンということで素敵だなと思っています。

	ただ一言、今のこどもたちはみんなお利口さんだから英語も分かると思いますが、補足として、例えば「勝利一丸」「必勝一丸」など、どこかに日本語の説明があれば分かりやすいかなと思います。 私は小学校の低学年から大洋ホエールズのファンでした。当時は「ホエールズ」というと、恥ずかしながら、みんなが「吠える」のかと思っていたんです。そういう意味からも、何らかの説明があればいいなと思います。 これはお願いと言うか期待です。今年74歳になりますので、あまりハラハラドキドキする試合は心臓に悪いし、見逃したら大変だと思うとトイレにも行けません。今年は安心して見られる試合をぜひよろしくお願いします。 最後に真面目なお願いです。野球選手というのは、こどもたちにとって憧れの的なんですよね。ある意味、こどもたちの手本です。ベ이스ターズの選手たちはそんなことはないと思いますが、絶対に不祥事だけは起こさないように皆さんで気を付けていただきたいと思います。今年も楽しみにしております。 (関係者) 横浜DeNAベ이스ターズ ありがとうございます。横浜DeNAベ이스ターズ 広報部クリエイティブグループの関根でございます。本日は、横浜スタジアム・横浜公園の景観形成につきまして、専門的なお立場から貴重なご意見をいただく機会をいただき、心より感謝しております。今、田中様からいただいた温かい励ましのお言葉も、とても心強く、ありがたく拝聴いたしました。 今おっしゃっていただいたように、今年は15周年という節目の1年です。また、BASEGATE横浜関内がオープンすることで、野球に興味のない方や、今までスタジアムに野球を見に来られていない多くの方がいらっしゃる、特別なシーズンになると思っております。ですので、今回は、横浜スタジアムがある場所の歴史や、スポーツがあることによるにぎわいというものを特に意識して、選手やスポーツが持つ前向きなイメージを選手の眼差しに込めてデザインをさせていただきました。例年は、ボールを投げたりバットを振っていたりといった選手の写真を使っていましたが、今年は少し違った視点で、選手の、アスリートの新しい魅力を見せていきたいと思ってデザインしております。 (小泉会長) ありがとうございます。毎年ご提案をいただいて拝見しているので、今年はどういうご提案だろうかと、私も楽しみにしていました。田中委員が何とおっしゃるのかも毎年楽しみにしています。 今年のデザインは、選手の競技中の表情なのでしょうけれども、投げたり打ったりというところではなく、表情に的を絞られたところと、青を基調にされていることを大変明快にされているところがとても印象的に思い拝見していました。すでに横浜市と調整されているとは伺っていますし、青が球場のカラーや、ベ이스ターズのシンボルカラーから来ているということは理解しています。彩度や色味を振ってしまうと、少し濁って見えたり、暗く見えたりしてしまうこともあると思いますので、調整の結果、ここがベストだと思われる今の状態で、大型のターポリンで展開していただけるのを楽しみにしています。 ほかに、皆様はいかがでしょうか？ (特段の発言なし) (小泉会長) それでは、ご質問もないようですので、本件については市の見解と同じく、許可の特例として扱うことが適当と判断するというので、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり) (小泉会長) それでは本件につきましては以上といたします。説明者の方にはありがとうございました。 (説明者退室) ■審議事項 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について イ 壁面を全面利用したミューラルアートの設置について (小泉会長) それでは、審議事項イの審議に移ります。説明者にお入りいただきください。 (説明者入室) (小泉会長) 本件も横浜市より当審議会へ諮問のあった案件です。事務局より内容の説明をお願いいたします。
--	---

（事務局）山田景観調整係長

では、右上に「審議事項Ⅰ」とございます資料をご覧ください。

（案件概要について事務局資料に沿って説明）

続いて、パワーポイントの資料（申請者資料）をご覧ください。

（第73回審議会での審議案件との関係について申請者資料（スライド1～11）に沿って説明）

それでは、以降の説明は、説明者をお願いします。

（関係者）横浜西口エリアマネジメント

一般社団法人横浜西口エリアマネジメントの吉野でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご説明をいただいたとおり、今回の描画は初めての取組ではなく、2023年度からこうした取組を続けております。まずは、これまでの取組の成果・評価についてご報告をさせていただきます。

これまでの取組の効果としては、2点ございます。まず1点目に、広場の利用者の属性の変化があった。2点目は、環境改善効果が得られた。このように評価しております。この評価については感覚論ではなく、定量的なデータを基にそういった判断・見解に至っております。

利用者の属性の変化につきましては、ビッグデータを使った来訪者分析を基に、アートが描画される前の2022年度と25年度を比較しております。現地の中心利用層は、性別では女性が54%と半数を超えております。20代から30代の若い女性を中心という傾向は、描画前と変化はありませんでしたが、描画をしてからは、40代から50代の利用者が3%ほど増加したという結果が得られています。描画の前は「非行少年のたまり場」という印象がありましたが、（描画以降は）これまで敬遠していた家族連れの利用者が増加していることが推察されます。現在では、描画の前より多くの属性の方が安心して滞留できる空間となっております、利用属性の変化が得られたと承知しております。

次に、環境改善効果についてです。根拠は2点ございまして、1点目は、資料にもございます描画以降のアンケート結果（申請者資料スライド9）です。2点目は、資料としてはご用意できておりませんが、広場のごみの回収量の減少実績です。

アンケートでは、7割程度の方から「（描画により）まちの印象が良くなった」との回答を得られています。具体的には、「まちの雰囲気が明るくなった」「親しみを持つようになった」といった好意的な評価を頂戴しております。

また、ごみの回収量については、今回の描画対象の広場での直近1年間のごみの回収量が、前年に対して13.7%ほど減少しております。同じ期間のビブレの入館客数は10.5%増加しているのに対して、回収量は2桁減少していることから、ごみを投棄せずに持ち帰ったり、そもそも持ち込まないといった行動変容が減少要因として考えられておりまして、環境美化の成果が得られたと認識をしております。いま申し上げた変化には、前段の利用層の変化による後押しがあると考えておりまして、利用属性の変化による環境美化効果が得られたものと承知しています。

続いて、今回の新しい取組の場所を選んだ背景・理由をご説明いたします（スライド10～12）。

今回の取組の大前提としては、先ほどご説明したように、描画を行った周辺部で、アートによる環境美化効果が得られたという実績があります。その効果の範囲を広げたいというのが第一義でございます。そのなかで、（Niigoひろばは）建物の死角となる場所であり、吸いながら空き缶の投棄といった問題行動が見られることから、改善対策として、この場所を選定いたしました。

また、今回描画する花壇に隣接して、イベント用のステージがございますが、今回、このステージの更新工事も行いました。描画周辺の名所化が進んでいるため、環境美化の取組に加えて、エリアのイメージアップ効果も期待して、今回の描画範囲を決定しました。

続いて、今回の描画の概要でございます（スライド13）。描画の趣旨は、前回からのコンセプトである「エリアの文化と自然が育むサステナビリティ」を引き続き踏襲するとともに、来年に開催を控えるGREEN×EXPO 2027の機運醸成も視野に入れています。期待する効果は、先ほど来お伝えしているとおり、描画による環境美化の推進でございます。

今回お願いするアーティストは、オノ・ルイーゼ様です（スライド23）。今回のメインである植物を基調とした明るい作風を得意とする作家であること、また、当プロジェクトの背景や考え方にも理解が深いことが選定の理由でございます。

描画を行う対象は、横浜ビブレの地下入口とドン・キホーテに隣接する「Niigoひろば」という呼称の広場に設置している花壇及び防潮板の円柱、植栽帯の壁面です（スライド14）。描画のイメージは、資料にある

とおり、花を基調とし、明るい色調といたします（スライド15～18）。鮮やかな花は視覚的なインパクトが強く、変化を生み出しやすいことや、植物の描画が「ストリートボタニカル」として広場利用者の約40%を占める20代の男女に昨今人気であることが、このデザインに至った理由です。描画の求積の論拠（スライド19～22）については、説明を割愛いたします。説明は以上です。

（事務局）山田景観調整係長

では、いま一度、右上に「審議事項Ⅰ」とございます資料にお戻りください。

（市の考え方について事務局資料に沿って説明）

（小泉会長）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問がありましたらお願いいたします。

（高橋委員）

3点ご質問します。

まず1点目は、ミューラルアートとはどういう意味でしょうか。

2点目は、（事務局資料中に）設置期間が「令和9年9月30日まで（常設意向有）」とありますが、期限が来たときに原状復帰するのか、更新していくのか、どのような予定になっているかを教えてください。

3点目は、塗装の種類を教えてください。よろしくお願いします。

（事務局）山田景観調整係長

まず2点目の許可期間について事務局からご説明します。屋外広告物は、3年を上限として許可することになっています。特例許可についても3年が上限となりますが、（本件と一連の取組として）以前ご審議いただいたものが、令和9年9月30日までの特例許可となっています。その期間と揃えるために、令和9年9月30日までとしています。その後も消すわけではなく、表示を続けるご意向があり、期限が来る前に（再度の審議を経て）継続の許可を取る予定と認識しております。

（関係者）ガーデングローブ合同会社

ガーデングローブ合同会社の佐藤と申します。アーティストのマネジメントを普段行っておりまして、街中に壁画を作ったり、こどもたちとワークショップをしたりといったアートを通したコミュニケーションの促進をしています。

ご質問のミューラルアートについてですが、皆様も「グラフィティ」という言葉を聞くことがあると思いますが、建物や、対象となる壁面の所有者の許可を得ず、違法と言いますか、勝手に変えているものが「グラフィティ」です。「ミューラル」は、グラフィティと対称になる言葉です。所有者の方の許可をもらい、その方たちと一緒に街を良くするために描いていこうというのが「ミューラル」です。これが世界的な動きとなっておりまして、対象の壁面が街中にたくさんあるなかで、オーナーさんから許可をもらって同時多発で壁画を描く「ミューラルフェスティバル」というものが世界中で開催されておりまして、弊社のアーティストも参加させていただくことがあります。

3つ目のご質問の塗装（の種類）については、水性のアクリル塗料を使用します。臭いが出ないもので、耐候年数も5年以上保証されている一般の水性のアクリル塗料です。

（田中委員）

ご説明ありがとうございます。壁面にこういう素敵な絵が描かれただけで、先ほどのアンケート結果にあったようにずいぶん雰囲気が変わって、非常に効果があったということにまずびっくりしました。

昔、『アメリカン・グラフィティ』という映画がありましたが、「グラフィティ」って、いわゆる落書きですよね。これだけ素敵な絵が描かれて、その上に落書きをされたということはあったのでしょうか。もしあったとすれば、その後の対応をどうされたのか教えてください。

（関係者）横浜西口エリアマネジメント

【吉野氏】この描画をしてから、一度もいたずら書きをされた例はありません。それ以前はいたずら書きが多かったものですから、我々も懸念していましたが、環境を変えてからは一度もありません。もう3年以上そういったものはない状態です。

【吉岡氏】アーティストさんの絵が素晴らしくて、なかなか落書きのしようがないようです。

（関係者）ガーデングローブ合同会社

ストリートアートの世界にもマナーのようなものがあって、上書きする人は、自分の名前を書きます。「タグ」と言われるのですが、自分より絵が下手な人にはタグを書いていいという、暗黙の了解があります。（一方で）自分より上手い人の上に描くと、「そんなことしちゃ駄目だ」と言われて、その子はグラフィティ

界限でやりづらくなっていくというマナーと言うかルールがあります。ですので、前回描かせていただいたアートは、街中からストリートまで、皆様に認めていただいているアートになっていると感じております。

(小泉会長)

いろいろな人間関係も作られながら、落書き防止にもなって、環境に良い影響を与えたということが分かります。ほかにご質問はいかがでしょうか。

(内田委員)

ジャーナリストの内田と申します。ご説明ありがとうございます。非常に興味深いです。こういったアートをすることで治安がよくなる効果は、数値化はされていないのかもしれませんが、分かる気がします。私もバンクシーが大好きですが、観光地になってしまうぐらいの影響力があって、アートの力はすごいなと感心しています。

ここは屋外広告を審議する場所ですが、アートと広告の線引き、アートも広告なのかというのは難しい問題ですね。また、アートは作家に著作権が生じると思うのですが、その取扱いを教えていただきたいです。著作権はその方(作家)にあり、作家さんにアート料を支払って、作品として展示するのでしょうか。それとも、法人で買い取って、法人の所有とするのか。そのあたりの棲み分けを教えてください。

(事務局) 山田景観調整係長

「アートも屋外広告物なのか」という質問は、確かによくいただきます。屋外広告物の定義は、屋外広告物法で定められた全国共通のものでして、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であって、看板や立看板などに表示されるものとされています。商用かどうかは問わず、例えば家の表札も屋外広告物に含まれます。国の見解でも、絵画を外で表示すれば屋外広告物だとされています。横浜市もそれに倣って、アートも屋外広告物だということで運用しています。

(関係者) ガーデングローブ合同会社

ご質問の権利の部分ですが、著作権はアーティストに帰属します。それが動くことはありませんが、今回で言うと、(横浜西口エリアマネジメントに)アート自体の所有権をお渡ししているようなイメージです。ただ(著作権は動かないので)、勝手に改変したり、それ(作品)を使って別の商売をしたりということはいくつかできないようになっています。

(内田委員)

アーティストさんに作品料を支払っているという理解でよろしいですか。

(関係者) ガーデングローブ合同会社

制作費です。

(小泉会長)

ご説明ありがとうございます。ほかにご質問はいかがでしょうか。

(泉委員)

泉と申します。素敵なおアートだなと思って見ております。よろしくお願いします。

(申請者資料の)17ページのCの工作物ですが、これはどのような目的の工作物なのでしょうか。

(関係者) 横浜西口エリアマネジメント

【吉野氏】この工作物は、豪雨などで水が建物に流れてくるのを防ぐための防潮板です。円柱(の側面)に受け口のような穴がありますが、ここに板をはめて、雨水などが中に入ってこないようにして浸水を抑止します。

(泉委員)

では、アートがあっても、機能としては全く問題がないということですね。ありがとうございます。

(Cの上面に)「Y」「N」「A」「P」とある文字はどのような意味でしょうか。

(関係者) ガーデングローブ合同会社

「横浜」「西口」「アート」「プロジェクト」(の頭文字)です。

(小泉会長)

ほかにご質問はいかがでしょうか。

(高橋委員)

何度も申し訳ありません。資料を拝見していると、今回は作品のトーンがひとつに統一されていますが、前のものはそうでもない感じがします。(描画したアーティストが)3組ですね。(今回のように)同じ方

にひとつのトーンでお願いすること、(前回のよう) あえて複数の方が混ざるということは、どのように決定されているのでしょうか。だからどう、ということではないのですが、その場の質を決めるにあたって、今回はひとつのトーンが良いと判断されたわけですね。

(関係者) ガーデングローブ合同会社

アーティスト本人が提案してきたものです。橋側(＝前回の描画部分)はけっこうカラフルになっていまして、入口と出口ではないですが、こちら側(＝今回描画するNiigoひろば)から入るとき、橋側から入るときで表情を変えたい、変化を出したいという意図が、本人としてはあったようです。

また、今回、(隣接する)ステージにも色味が入りました。トーンもそこに合わせて、居心地の良い環境になれば……というのが本人からの提案です。

(関係者) 横浜西口エリアマネジメント

【吉岡氏】先ほど吉野からご説明させていただきましたとおり、つい先月、(ステージの)改修工事を行いました。明るいトーンから焦げ茶色の天板に変更しています。先ほどの(スライド12の)写真がそうです。天板が少し暗めの色になっていて、下が白っぽくなっています。そこと色調を合わせてくれました。

(高橋委員)

平面図(スライド14)でいくと、カーブしたところ(A-1～A-4の上)がステージで、その部分の色が他と違うという認識でよろしいですか。

(関係者) 横浜西口エリアマネジメント

【吉岡氏】はい、そのとおりです。大きなステージと小さなステージで2つステージがございまして、その横の丸(C-4の右)が小さなステージになっています。今回、両方の天板を焦げ茶色にして、汚れが目立たないようにしています。

(高橋委員)

アーティストさんはそれをご存じのうえで、この作品の全体を決められているということですか。

(関係者) 横浜西口エリアマネジメント

【吉野氏】はい。

(高橋委員)

ありがとうございます。

(小泉会長)

今回アートを取り入れるのに合わせて、いろいろな準備が進められているのがご説明を聞くとよく分かりました。先ほど高橋委員からもご質問がありましたが、いままでのアートは、何人かのアーティストの方がストーリーを紡ぐように、連続させながら、あるところは一緒に描いたりしながら作られた壁面なのではないかと思います。そのなかで、今回1人だけを選ばれたのはどうしてかなと思っていたのですけれども、これまで継続されてきたものと連続する3回目として、トータルで見た配置ということですね。

(関係者) ガーデングローブ合同会社

はい。

(小泉会長)

分かりました。これまでの壁面と比べると、少し変形した、小さな低い位置の壁面が連続していきますね。描かれるのはとても分かりやすい植物の絵ですが、そこでトリミングされていくと少し抽象的なフォルムの連続のように感じられて、そこが逆に面白いところだと思います。空間のなかで見るのがとても楽しみです。

1点だけ、とても細かなことですが確認させてください。私もこの場所を通ったことがあるのですが、今回アートを描かれる予定の部分は、現状は真緑で塗られていますよね。ほとんどの壁面はルイーゼさんのアートで彩られていくと思うのですが、マスの内側の部分は、やはり緑色で残すしかないのでしょうか。土があるので難しいのかなとは思っているのですが……。周りが丁寧に準備されているのに、あそこだけ前の姿が残っていくようで、少しもったいないと思っています。

(関係者) 横浜西口エリアマネジメント

【吉野氏】この状態を残していたのはデザイン的な考え方ではなく、ご推察のとおり、少し塗りづらいというのが理由でした。(内側の部分も)塗る方向で進めていきたいと考えております。

(小泉会長)

土が不規則に入っていると思いますが、よけたりしながら、塗れるところまでは頑張ってください。ありがとうございます。

（高橋委員）

色が明るいので、壁天端からのごみやホコリの雨垂れでダメージを受けやすい作品ではないかと思います。天端というのは、てっぺんの壁の厚みの部分です。そこにホコリがたまって、どちらかに落ちてくると汚い筋が出やすいので、建築物の外壁などでは、その処理を相当気にして設計するんです。（今回の作品は）アクリル（塗料）ですから発色は良いけれども、スเปックとしてはそんなに高い塗料ではないのかなと思っています。年限的には問題ないと思うのですが、汚れてしまうと残念なので、例えば天端の部分は下塗りを重ねていただくとか、注意していただきたいです。できれば、先ほど緑色と言っていた内側の方に水が流れる勾配があるといいのですが、現状がどうなっているかわかりませんので、とにかく、この絵にできるだけホコリの筋が出ないようにご検討いただけたらと思います。

（関係者） ガーデングローブ合同会社

ありがとうございます。私たちが壁画を描画するときは、トップコート（保護塗料）のクリアを塗装します。そうすると、濡れ布巾で拭くことができるようになりますので、あまりにも筋が出てきたときは、この高さであれば、清掃してきれいな環境を維持することができると思います。

また、アーティストも進化し、時代も変わっていくので、数年に1回アップデートしていければいいなと展望としては考えております。常にきれいな状態を保っていけるように意識していきます。

（小泉会長）

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。オンラインでご参加の中谷委員はいかがですか。

（中谷委員）

とても素敵な絵なので、行く人が楽しみに、ワクワクできるのではないかと見ておりました。

現況写真（スライド12）の、（描画部分の）上にある「ビッグエコー」ですとか、看板がいくつかありますが、これは残ってしまうのですかね。

（関係者） 横浜西口エリアマネジメント

【吉野氏】ご認識のとおりです。それは残ってまいります。ビッグエコーについては、隣の別の所有者の建物ですので、我々は手出しができない背景がございます。

（中谷委員）

分かりました。ありがとうございます。

（小泉会長）

他にはよろしいでしょうか。

（特段の発言なし）

（小泉会長）

それでは、ご質問もないようですので、本件については市の見解と同じく、許可の特例として扱うことが適当と判断するというので、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（小泉会長）

それでは本件につきましては以上といたします。説明者の方はありがとうございました。

（説明者退室）

（小泉会長）

以上で横浜市より諮問のあった2つの案件の審議を終わりますが、これまでの決定に基づき、市長に答申を行う必要があります。案文の調整については会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（小泉会長）

それでは、以上で審議事項は終了となります。

■報告事項 令和7年度の啓発事業について

（小泉会長）

続きまして、次第の（3）報告事項に移ります。

今回は令和7年度の啓発事業が報告事項として挙がってきております。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）山田景観調整係長

では、引き続き私からご報告いたします。右肩に「報告事項」とあります資料をご覧ください。
（報告事項について資料に沿って説明）

（小泉会長）

説明ありがとうございます。2つの事業についてご説明いただきましたけれども、これより質疑に入ります。報告いただいた事項についてご発言がありましたらお願いいたします。

（齋藤委員）

神奈川県広告美術協会の齋藤です。「安全点検まち歩き」を毎年（市と共同で）実施させていただいております。今回は本牧一丁目と豊岡です。

本牧一丁目は、商店街自体は通り沿いに長く続いているのですが、一丁目東商友会はそのごく一部です。加盟が5店舗しかありません。参加されたのは理事長さんおひとりでした。豊岡は、商店街自体も大きいですし、商店街からご参加いただいたのは8名ぐらいでした。そのほかにも（審議会から）内田さんと木伏さん、国交省の方や景観調整課OBにもご参加いただいて大規模にやりましたが、この安全点検まち歩きの目的の周知がまだ足りていないと思いました。

本牧では、お話を伺うと、古いアーケードが非常に心配だというお話がありました。ご心配なさっていることはものすごくよく分かるのですが、アーケードとなると屋外広告物からは外れてしまって、我々としてもなかなかアドバイスができないということがありました。

豊岡は何年か前に安全点検まち歩きをやっていて、2回目でした。前回もたくさん参加していただいて、理事の方々とはとてもやる気があります。それは良かったのですが、（このまち歩きは）日常の目視点検の簡単なやり方を覚えていただいて、普段から自分たちで気をつけていただいて、「万が何かあったときには我々専門家に言ってください」という趣旨でやっていますので、（もし、他の商店街が今後応募する際に）「何年かに1回タダでやってもらうことで済まそう」と思われてしまうと、これは本末転倒だなとも思いました。その辺も含めて、事業の目的をいま一度周知していただければと思います。

（小泉会長）

ありがとうございます。大勢写っている写真と思って拝見していたのですが、いろいろな方がご参加されたんですね。せっかくですので、ご参加された木伏委員からはいかがでしょう。

（木伏委員）

横浜市商店街総連合会の木伏と申します。今回、初めて参加させていただきました。

豊岡商店街は、かなり古い商店街です。バス通りで、かなり交通の激しいところです。入口にある商店街自体のモニュメントが老朽化している状況がよく分かりました。かなりお金をかけてあいう設備を作られていますが、改修するにはかなりお金がかかるという話をされていました。

豊岡商店街は組合がやられているようなので、組合費を集めていろいろなことをやられていますが、それでもなかなか費用面で難しく、「補助金で何とかならないか」ということも考えておられるようでした。

こういったことを毎年やっているとありますが、市商連でもこのことは必ず役員会で取り上げて、「手を挙げてくださいね」ということをやっております。確かに温度差はいろいろとありますが、これからもそういった趣旨のものだということを周知して、各商店街に手を挙げていただきたいと思っています。

（小泉会長）

内田委員はいかがでしょう。

（内田委員）

参加させてもらって非常に良かったです。（これまで）まちを歩いているなかでは気がつきませんでしたが、（まち歩きで知った）ポイントを踏まえてよくよく見てみると、突風が吹いたときに看板が落ちてくるということは起こり得るなと感じました。「自分も気をつけて歩こう」と思ったほどです。もう使っていないけれど、無名の（店名がない）まま放置されている看板が（街中には）けっこうあって、誰が責任を持って管理するのかということが、意外と曖昧になっているということがよく分かりました。

商店街を盛り上げようと思って、20年か30年前に作られた入口の大きなモニュメントは、作るときはいいですけども、どうやって取り壊すんだということまでは考えられていなかったのかなと。大規模修繕をやろうと思っても費用がないマンションと同じようなことで、一時期あらゆるところで作られたこういったものの問題は、ほかにもたくさんあるのだらうと思いました。

	撤去するのに非常に費用がかかるということも聞きました。補助金では全然足りないということで、どうサポートしながらそれを取り壊し、安心安全な商店街に導いていくか。事業の目的と少し違ってしまうかもしれませんが、そんな課題があることが非常によく分かりました。そういったものもさらに進めて、商店街を助けてあげられたらいいなと思いました。 (小泉会長) ありがとうございます。他にご発言はいかがでしょうか。 (特段の発言なし) (小泉会長) 他にご質問もないようですので、この件については以上といたします。 ■その他 (小泉会長) 続きまして、次第の(4) その他ですが、事務局より何かございますか。 (事務局) 山田景観調整係長 資料はご用意していないのですが、前回ご審議いただきましたGREEN×EXPO に向けた広告物活用地区についてご報告します。 こちらは昨年の7月15日に無事に告示いたしまして、8月1日より施行しております。適用した事例は、主に横浜市が掲出するものでして、規模が大きい事例はまだないのですが、通常は壁面の10分の3までであるところを10分の10まで使ったものがございます。詳細はまだ申し上げられないのですが、オフィシャルスポンサーの民間企業さんからもこれを活用して掲出するというご相談の事例が出てきております。GREEN×EXPOの広報普及・機運醸成に自由度高く役立てさせていただいていると感じております。 こちらについては、事例が積み上がりましたら改めてご報告差し上げたいと考えておりますので、まずは口頭のみのご報告とさせていただきます。 (小泉会長) ありがとうございます。GREEN×EXPO は2027年なので、こういう広告の展開はこれから活発になっていくのですね。 (事務局) 山田景観調整係長 3月19日が1年前ということで、そちらも迎えつつ、(開催までの)1年間でもう少し規模の大きなものも出てくるのではないかと見込んでおります。 (小泉会長) 楽しみにしています。そのほか、委員の皆様から何かございますか。 (特段の発言なし) (小泉会長) ないようですので、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様、大変熱心なご議論をありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。 (事務局) 立石景観調整課長 ありがとうございました。 審議事項・報告事項とございましたけれども、審議事項についてはご了承いただいたということと、報告事項については、いただいたご意見を参考に今後も事業を進めていきたいと思っております。 また、冒頭でもお知らせいたしましたが、本日の議事録は事務局で作成しまして、委員の皆様のご確認をいただいた後、会長に最終的なご確認をいただく予定でございます。 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたりありがとうございます。
--	--